

こどもみらい課

事業概要

第1節 児童福祉の相談機関

1 児童相談所（地域県民局地域健康福祉部こども相談総室・福祉こども総室）

児童相談所は、青森市、弘前市、八戸市、五所川原市、七戸町、むつ市にそれぞれ設置されており、市町村と適切な役割分担と連携を図り、児童に関する各般の問題について、家庭、学校などからの相談に応じ、必要な調査のほか、医学的、心理学的、教育学的及び精神保健上の判定並びに一時保護による行動観察等を行い、それぞれの診断に基づいた援助活動を行っている。

特に、近年、児童虐待に関する相談件数が増加したため、本県においては、児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応を図るため、様々な児童虐待防止対策事業を実施するとともに、児童相談所の支所の設置や児童福祉司、心理判定員等の職員の大幅な増員により、相談支援体制の強化を図ってきた。

平成14年度には、支所を児童相談所に格上げし、3児童相談所3支所体制から6児童相談所体制とし、更に強化を図るとともに、保健・医療・福祉サービスの総合的・一体的な提供を図るため、保健所、地方福祉事務所と統合し、地域県民局地域健康福祉部となった。さらに平成20年度から地域健康福祉部内の組織統合を行い、3か所が地方福祉事務所と統合し福祉こども総室となった。

第1表 児童相談所相談件数

(単位：件)

年 度	相 談 種 別	養 護 相 談	保 健 相 談	肢 体 不 自 由 児 相 談	視 聴 覚 ・ 言 語 障 害 相 談	重 症 心 身 障 害 相 談	知 的 障 害 相 談	自 閉 症 相 談	ぐ 犯 行 為 等 相 談	触 法 行 為 等 相 談	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談	し っ け 相 談	そ の 他 の 相 談	計
8年度		353	91	159	676	151	1,423	9	172	66	469	109	117	47	232	4,074
17年度		778	6	89	499	146	1,347	22	98	53	284	102	96	31	156	3,707
18年度		780	6	172	493	366	2,042	21	120	87	293	109	92	29	199	4,809
19年度		941	3	87	497	113	1,554	41	114	83	306	88	54	17	156	4,054
20年度		968	5	147	407	117	1,650	44	97	75	283	74	90	9	174	4,140
21年度		1,073	5	154	338	260	1,731	25	106	83	281	53	58	25	225	4,417
22年度		1,130	6	105	280	15	1,451	38	98	94	286	75	59	27	337	4,001

※ 相談内容が2欄以上に該当するものは、主な相談のみに計上

第2表 児童虐待相談対応件数

(単位：件)

年 度	相談種別	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否	計
8年度		20	2	4	17	43
17年度		149	20	42	82	293
18年度		134	13	46	139	332
19年度		158	13	75	168	414
20年度		159	10	118	158	445
21年度		137	14	181	143	475
22年度		245	17	257	173	692

2 福祉事務所（地域県民局地域健康福祉部福祉総室・市福祉事務所）

福祉事務所は、児童福祉関係の業務として管内の実情を把握するとともに、相談に応じ、必要な調査、指導を行っている。

第3表 福祉事務所調査相談処理件数

(単位：件)

年 度	処理別	社会福祉主事の指導は	施設入所措置		権法22524条の措置	又児童は相談通所への送致等	に児童は相談調査所の完了	あ他のせけん紹介に	そ相談の助他言	計
			助産施設	母子生活支援施設						
16年度		1	12	12	5	15	15	52	1,257	1,369
17年度		1	13	11	0	23	28	33	1,361	1,470
18年度		1	5	11	0	25	2	38	1,323	1,405
19年度		0	9	9	1	17	9	259	2,456	2,760
20年度		0	12	8	0	21	1	4	580	626
21年度		0	16	4	8	8	0	8	474	518
22年度		0	11	6	0	13	4	7	2,730	2,771

第2節 要保護児童の福祉対策

1 保育に欠ける児童の福祉

(1) 保育所

保育所は、日々保護者の委託を受けて、保育に欠ける乳児又は幼児を保育することを目的としたもので、平成23年4月1日現在の施設数は469か所、定員31,571人、入所児童数31,557人であり、定員充足率99.9%、普及率（就学前児童数に占める保育所の定員）は51.6%となっている。

第4表 保育所設置状況

(各年度4月1日現在)

区分	9年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
保育所数(か所)	508	487	479	475	471	469	469
定員(人)	33,335	33,123	32,741	32,516	32,071	31,671	31,571
入所児童数(人)	29,576	32,752	32,386	32,011	31,431	31,418	31,557

第5表 保育所市郡別、公私別、入所状況

(平成23年4月1日現在)

市郡別	区分	施設数(か所)			定員(人)	入所児童数(人)	充足率
		公営	私営	合計			
青森市			87	87	5,680	6,302	111.0%
弘前市		5	60	65	4,438	4,553	102.6%
八戸市		2	69	71	4,978	4,972	99.9%
黒石市			15	15	1,160	1,033	89.1%
五所川原市		1	20	21	1,445	1,355	93.8%
十和田市			22	22	1,515	1,565	103.3%
三沢市		1	16	17	1,055	1,085	102.8%
むつ市		4	11	15	1,120	1,057	94.4%
つがる市		4	11	15	945	974	103.1%
平川市			13	13	1,020	978	95.9%
市計		17	324	341	23,356	23,874	102.2%
東津軽郡計			12	12	560	485	86.6%
西津軽郡計		1	13	14	585	506	86.5%
中津軽郡計			1	1	30	47	156.7%
南津軽郡計			14	14	965	988	102.4%
北津軽郡計		3	14	17	1,205	1,001	83.1%
上北郡計		6	40	46	3,015	2,903	96.3%
下北郡計		4	1	5	360	339	94.2%
三戸郡計		5	14	19	1,495	1,414	94.6%
郡部計		19	109	128	8,215	7,683	93.5%
県計		36	433	469	31,571	31,557	100.0%

第6表 保育所運営費支払状況

(単位：円)

年度	市町村総額	徴収金	国庫負担基本額 (10/10)	負担区分		
				国庫負担金 (5/10)	県負担金 (2.5/10)	市町村負担金 (2.5/10)
9	26,607,693,060	8,969,849,110	17,637,843,950	8,818,921,975	4,409,460,987	4,409,460,988
18	25,388,110,470	7,903,176,460	17,484,934,010	8,742,467,005	4,371,233,502	4,371,233,503
19	22,979,471,883	6,966,966,456	16,012,505,427	8,006,252,713	4,003,126,356	4,003,126,358
20	23,534,168,080	7,200,693,210	16,333,474,870	8,166,737,435	4,083,368,717	4,083,368,718
21	23,594,723,860	7,276,072,030	16,318,651,830	8,159,325,915	4,079,662,950	4,079,662,965
22	24,204,613,080	7,260,925,410	16,943,687,670	8,471,843,835	4,235,921,908	4,235,921,927

※ 平成22年度は見込み。(青森市分については、中核市移行により平成18年10月分以降未計上。)平成16年度から公立保育所分の市町村一般財源化により、私立分のみ計上。

(2) へき地保育所

へき地保育所は、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、開拓地等のへき地における保育を要する児童に対し、必要な保護を行うことを目的としている。(平成17年度から、次世代育成支援対策交付金として実施。)

(3) 保育対策等促進事業等

多様な働き方に対応した保育サービスの充実を図り、仕事等の社会活動と子育て等の家庭生活との両立を容易にするとともに子育ての負担感を緩和し、安心して子育てができるような環境整備を総合的に推進するための各種事業を実施した。

なお、平成21年度まで保育対策等促進事業だった一時預かり事業及び地域子育て支援拠点事業は、平成22年度から次世代育成支援対策交付金へ、次世代育成支援対策交付金だった延長保育促進事業は、保育対策等促進事業へ組み替えが行われた。

① 延長保育促進事業

保護者の就労形態の多様化等に伴い生ずる保育需要に対応するため、11時間の開所時間の前後の時間において概ね30分以上保育所の開所時間を延長して保育を行う。

第7表 延長保育促進事業実施状況

年 度	9年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
市町村数	7	28	28	31	31	29
か所数	25	335	346	375	393	386

(中核市分を含む。)

② 一時預かり事業

専業主婦家庭等の育児疲れの解消、保護者の疾病や災害等により、一時的な保育需要に対応するための保育サービスを行う。(平成20年度までは、一時保育推進事業)

第8表 一時預かり事業

年 度	9年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
市 町 村 数	5	23	25	25	24	24
か 所 数	6	136	154	172	136	157

(中核市分を含む)

③ 特定保育事業

パートタイム勤務や育児短時間勤務等、保護者の就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するために、一定程度継続的に保育サービスを行う。

第9表 特定保育事業

年 度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
市 町 村 数	2	2	2	2	2
か 所 数	2	2	2	2	2

(中核市分を含む)

④ 地域子育て支援拠点事業

地域の乳児又は幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進する。

第10表 地域子育て支援拠点事業実施状況

年 度	9年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
市 町 村 数	13	29	29	29	29	29
か 所 数	14	97	103	103	101	91

(中核市分を含む)

⑤ 保育環境改善等事業

保育に欠ける中度の心身障害児の保育を推進するため、障害児保育を行うために必要となる設備整備等に助成する。

第11表 保育環境改善等事業実施状況

年 度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
市 町 村 数	1	2	0	0	0	0
か 所 数	1	2	0	0	0	0

(中核市分を含む)

⑥ 休日保育事業

日曜・国民の祝日等の保護者の勤務等により児童が保育に欠けている場合の保育需要に対応するため、日曜・祝日等においても保育所を開所する保育サービスを行う。

第12表 休日保育事業実施状況

年 度	10年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
市 町 村 数	6	15	15	16	16	16
か 所 数	9	63	73	78	83	86

(中核市分を含む)

⑦ 病児・病後児保育事業

子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合の保育需要に対応するため、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応等を行う。

第13表 病児・病後児保育事業実施状況

年 度	19年度	20年度	21年度	22年度
市 町 村 数	5	5	5	6
か 所 数	7	7	8	9

(中核市分を含む)

(4) 保育料軽減事業

出生率の向上及び親が安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを進めるため、第3子以降（平成19年度からは3歳未満児に限る。）の保育料を保護者等の課税状況に応じて軽減する。

なお、平成10年度からはへき地保育所、平成12年度からは認可外保育施設に入所する第3子以降の児童についても軽減の対象としている。

第14表 保育料軽減事業実施状況

年 度	9年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
市町村数（か所）	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	38市町村	全市町村
対象児童数（人）	6,499	5,771	2,531	2,582	2,093	2,240
県補助額（円）	465,867,585	184,456,680	81,630,638	81,623,870	82,945,740	84,871,055

※ 平成8年10月から実施

2 保育士の育成

県は、毎年度保育士試験を実施し、有資格者の養成確保に努めている。（保育士試験については、平成17年度から試験事務の全部を指定試験機関社団法人全国保育士養成協議会に実施させている。）

また、平成23年4月1日現在、県内の保育士養成所は8か所、入学定員は560人となっている。

第15表 保育士の育成の資格取得状況

(単位：人)

年 度	9年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
保 育 士 試 験	(5,314) 34	(5,600) 42	(5,654) 54	(5,685) 31	(5,715) 30	(5,736) 21
保 育 士 養 成 所	(14,503) 433	(18,548) 562	(19,030) 482	(19,472) 442	(19,859) 387	(20,227) 368
計	(19,817) 467	(24,148) 604	(24,684) 536	(25,157) 473	(25,574) 417	(25,963) 389

※ () は累計

第16表 保育士養成所卒業者の就職分布状況

(単位：人)

年 度	14年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
就 職	県 内	327 (79.4%)	398 (70.1%)	336 (68.9%)	332 (65.0%)	250 (63.6%)	228 (56.9%)
	うち保育所	272 (66.0%)	314 (55.3%)	258 (52.9%)	248 (48.5%)	201 (51.1%)	172 (42.9%)
	県 外	32 (7.8%)	88 (15.5%)	78 (16.0%)	108 (21.1%)	84 (21.4%)	104 (25.9%)
	うち保育所	22 (5.3%)	56 (9.9%)	48 (9.8%)	48 (9.4%)	69 (17.6%)	57 (14.2%)
	計	359 (87.1%)	486 (85.6%)	414 (84.8%)	440 (86.1%)	334 (85.0%)	332 (82.8%)
未 就 職	53 (12.9%)	82 (14.4%)	74 (15.2%)	71 (13.9%)	59 (15.0%)	69 (17.2%)	
合 計	412 (100.0%)	568 (100.0%)	488 (100.0%)	511 (100.0%)	393 (100.0%)	401 (100.0%)	

※ 未就職には進学を含む。

3 養護に欠ける児童の福祉

児童相談所における平成22年度の養護相談処理件数は1,123件となっており、そのうち109名は児童養護施設及び乳児院に入所、6名は里親委託されている。

(1) 児童養護施設

児童養護施設は県内に6か所あり、入所定員は403名となっている。

(2) 里 親

里親認定については、青森県社会福祉審議会にて審議しており、平成22年度は20名が新規に里親として認定・登録された。また、認定・登録辞退が2名あった。

里親は児童福祉法の改正（平成20年12月3日公布、平成21年4月1日施行）により、「養育里親」と「養子縁組によって養親となることを希望する里親」に区分されることとなり、平成21年度からは、養育里親（短期里親を含む。養育里親の中で専門里親を区分）、養子縁組によって養親となることを希望する里親、親族里親（三親等内の親族がその子どもに限ってなる里親）の3つの種類となっている。

平成22年度は、11月から3月にかけて、県内2地区で養育里親研修を行った。

第17表 里親委託の状況

年 度		8年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
里親	認定・登録里親（世帯）	152	126	124	122	125	98	108
	委託里親（世帯）	30	38	37	36	38	41	42
	委託率（％）	19.7	30.2	29.8	29.5	30.4	41.8	38.9
委託児童（人）		32	47	46	47	51	54	52

※ 平成22年度再掲 専門里親18人（委託児童4人）、親族里親5世帯（委託児童7人）

(3) 乳 児 院

乳児院は県内に3か所あり、入所定員は44名となっている。

(4) 母子生活支援施設

母子支援生活施設は県内に3か所あり、入所定員は63世帯となっている。

(5) 子どもを守る地域ネットワーク強化支援事業（平成22年度～）

子どもを守る地域ネットワーク（市町村要保護児童対策地域協議会）を、より実効性のあるものにするために、構成員のネットワーク力の強化をはじめ、市町村のリーダーシップの強化、市町村の専門性の向上という3層の取組により、「子どもを守る地域ネットワーク」の強化を図るため、平成22年度は次の事業を実施した。

①子どもを守る地域ネットワーク強化プロジェクト

東青地区、西北地区、上北地区の子どもを守る地域ネットワーク（市町村要保護児童対策地域協議会）の構成員を対象に、ワークショップを実施した。

②児童相談所からのバックアップ力強化事業

外部講師による、児童相談所職員及び市町村職員対象のバックアップ力向上研修を行った。

③市町村職員の専門性向上事業

県内講師により、市町村職員を対象に児童家庭相談について十分な知識等を身につけるための研修を行った。

(6) 子ども虐待防止対策事業

都市化の進行や核家族化により、家庭が地域や親戚等から孤立しがちな状況にあり、子どもに対する虐待の相談が増えている。

子どもへの虐待は、子どもの健やかな発育、発達を損ない、心身に深刻な影響を及ぼすことから、早期に発見できるネットワークの構築を図るとともに、気軽に相談できる体制をつくり、虐待の防止を図るため、平成22年度は次の事業を実施した。

①子ども虐待要保護児童対策研修会の開催

②子どもの人権啓発活動地方委託事業

- ・子ども虐待ホットラインカードの作成及びJR時刻表への掲載
- ・バスステッカーへの広告掲載

第3節 児童の健全育成

1 青森県次世代育成支援行動計画「わくわくあおもり子育てプラン」

次世代育成支援対策推進法に基づき、社会全体で次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つことを総合的に支援するため、平成17年度から平成26年度を最終年度とする10か年計画のうち、平成17年度から平成21年度までの前期5か年を第1期とした青森県次世代育成支援行動計画「わくわくあおもり子育てプラン」（前期計画）を、平成17年2月に策定し推進した。

また、平成22年度から平成26年度までの後期5か年を計画期間とする後期計画を平成22年2月に策定・推進している。

2 次世代育成支援の推進

近年、出生率の低下をはじめ、核家族化、都市化の進展、女性の社会参加の増大等、子どもを取り巻く環境の急激な変化により、家庭や地域の養育機能が低下しており、子育てに関して様々な問題を抱える家庭が増加してきている。

また、子ども自身にとっても、遊び場や遊び仲間が減少し、子どもが様々な人間関係の中で創造性や社会性を身につける機会が減少してきており、その健やかな成長を損ねることが懸念されている。

このようなことから、地域ぐるみで子育てを支援し、将来の社会の担い手である子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりを進めるため、青森県次世代育成支援行動計画「わくわくあおもり子育てプラン」（前期計画）の取組状況の検証を行うとともに、「わくわくあおもり子育てプラン」（後期計画）の推進に取り組んだ。

- ・青森県次世代育成支援対策推進協議会の開催
- ・青森県次世代育成支援行動計画「わくわくあおもり子育てプラン」平成22年度報告書の作成と公表

3 児童厚生施設

児童厚生施設は、広く一般児童のため健全な遊びを与えてその健康を増進し、情操を豊かにするためのものであり、児童憲章にいう「児童はよい環境の中で育てられる」という精神を具現化したものである。

(1) 小型児童館・児童センター

小型児童館は、小地域を対象として児童の集団的及び個別的指導を行うとともに、母親クラブ、子ども会等の地域組織活動の育成助長を図るなど児童健全育成に関する総合的な機能を果たす拠点として設置されているものであり、平成23年4月1日現在78館（休止中含む。）となっている。

また、児童の体力低下、運動ぎらい等のことが問題となっていることから、従来の小型児童館に体力増進機能を加えた児童センターの整備を図ってきており、平成23年4月1日現在28館となっている。

第18表 市郡別児童館・児童センター設置状況

(平成23年4月1日現在)

市 部		郡 部	
区分	設置数 (か所)	区分	設置数 (か所)
青森市	17 (1)	東津軽郡	1
弘前市	26 (9)	西津軽郡	0
八戸市	15 (9)	中津軽郡	0
黒石市	6 (2)	南津軽郡	2
五所川原市	0	北津軽郡	0
十和田市	0	下北郡	6
三沢市	8 (4)	上北郡	7 (3)
むつ市	3	三戸郡	9
つがる市	3		
平川市	3		
計	81 (25)	計	25 (3)
県 計			106 (28)

※ () 内は、児童センターの再掲

第19表 児童館・児童センターの利用状況 (1日あたり)

区 分	9年度		18年度		19年度		20年度		21年度		22年度		
	人員 (人)	割合 (%)	人員 (人)	割合 (%)	人員 (人)	割合 (%)	人員 (人)	割合 (%)	人員 (人)	割合 (%)	人員 (人)	割合 (%)	
学童	任意利用	809	21.5	494	14.6	747	18.5	362	8.9	297	7.7	282	7.6
	集団利用	2,167	57.7	2,637	77.9	2,965	73.5	3,406	77.8	3,263	84.8	3,179	85.5
	計	2,976	79.2	3,131	92.4	3,712	92.0	3,768	92.6	3,560	92.6	3,461	93.1
幼児	任意利用	180	4.8	125	3.7	173	4.3	135	3.3	109	2.8	92	2.5
	集団利用	602	16.0	131	3.9	151	3.7	168	4.1	177	4.6	164	4.4
	計	782	20.8	256	7.6	324	8.0	303	7.4	286	7.4	256	6.9
合 計	3,758	100.0	3,387	100.0	4,036	100.0	4,071	100.0	3,846	100.0	3,717	100.0	

(2) 児童遊園

児童遊園は、広場、遊具など児童の相違、工夫を生かすことができる設備を有し、児童の自主性、社会性及び創造性を高めるよう遊びの指導を行う施設である。

第20表 児童福祉法による児童遊園整備状況

(平成23年4月1日現在)

区 分	公 立	私 立	計
整 備 数	42	0	42

4 地域組織活動の育成助長等

(1) 母親クラブ

母親クラブは、子どもの健全育成を図るための母親世代の奉仕、研修、協力組織であり、最近、幼児期の養育方法、非行少年の問題、児童の事故防止、社会環境の

浄化等についての活動を行っている。

第21表 母親クラブ組織結成状況

(各年度4月1日現在)

年 度	9年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
ク ラ ブ 数 (国庫補助対象)	188	153	140	135	113	119
会 員 数 (人)	10,121	9,272	8,689	8,091	6,733	7,087

(2) 放課後児童健全育成事業

共働き等により昼間保護者がいない家庭の小学校低学年児童等の育成指導に資するため、遊びを主とする健全育成活動を行う地域組織として市町村等が設置する放課後児童クラブの運営に対する補助を行い、児童の健全育成を図っている。

平成19年度からは放課後子どもプランとして、放課後子ども教室と一体的あるいは連携して実施している。

第22表 放課後児童健全育成事業の実施状況

(各年度4月1日現在)

年 度	8年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
実 施 市 町 村 数	18	32	28	28	27	29	30
ク ラ ブ 数 (国庫補助対象)	75	200	213	213	215	222	250

(3) 主任児童委員

近年の出生率の低下等に伴い、「健やかに子どもを生き育てる環境づくり」が社会全体の課題となっているなかで、関係機関との連絡調整を図りながら、主として児童の健全育成や子育て家庭に対する支援を図るため、従来の民生委員・児童委員に加えて、平成6年1月1日から主任児童委員が設置された。

青森県の主任児童委員の人数（中核市を除く）は、188人（平成23年4月1日現在）であり、厚生労働大臣が委嘱している。

第23表 内容別相談・支援件数

(単位：件)

年 度	在 宅 福 祉	介 護 保 険	健 康 ・ 保 健 医 療	子 育 て ・ 母 子 保 健	子 ども の 地 域 生 活	子 学 ども 校 の 教 育 ・ 活 動	生 活 費	年 金 ・ 保 険	仕 事	家 庭 関 係	住 居	生 活 環 境	日 常 的 な 支 援	そ の 他	計
17年度	187	81	132	1,177	2,709	1,939	85	41	122	308	19	239	566	1,084	8,689
18年度	140	33	93	834	1,543	1,669	53	13	102	240	13	156	650	857	6,396
19年度	94	54	84	893	1,454	1,556	64	17	50	251	9	178	558	1,053	6,315
20年度	66	50	137	882	1,369	1,739	38	17	31	227	5	169	333	937	6,000
21年度	48	15	124	907	1,194	1,614	48	21	25	260	11	159	220	867	5,513
22年度	27	32	108	810	1,100	1,576	49	13	63	194	6	130	213	751	5,072

第24表 分野別相談・支援件数

(単位：件)

年 度	高 齢 者 に 関 する こと	障 害 者 に 関 する こと	子 ど も に 関 する こと	そ の 他	計
17 年 度	719	279	6,315	1,376	8,689
18 年 度	518	186	4,546	1,146	6,396
19 年 度	491	187	4,355	1,282	6,315
20 年 度	354	123	4,400	1,123	6,000
21 年 度	317	173	4,026	997	5,513
22 年 度	281	138	3,785	868	5,072

5 青森県子ども家庭支援センター

青森県子ども家庭支援センターは、子どもと家庭に関する総合的な相談・支援を行うとともに、関係機関・団体とのネットワークを構築するための拠点施設として平成13年6月に開設され、青森県男女共同参画センターとの複合施設(アピオあおもり)となっている。

平成18年4月には、民間事業者のノウハウを活用しつつ、住民サービスの向上及び経費の節減等を図ることを目的として、指定管理者制度を導入した。

主な事業は次のとおりである。

- (1) 情報提供 (情報システムの運営、子育て啓発情報誌「あのね」の発行)
- (2) 活動支援 (子育て支援拠点事業関係者研修、子育て団体活動支援事業)
- (3) 総合相談 (電話・面接相談事業)
- (4) 学習・体験 (アピオあおもりプレイルーム・児童図書室の運営、親子すくすくスキニップ事業、季節の行事の実施)
- (5) 普及啓発 (子育て広場開催事業)
- (6) 調査・研究 (子育てサークル等活動調査等)
- (7) その他 (あおもり子育て応援わくわく店事業)

第25表 総合相談件数

(単位：件)

区 分		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
一般 相談	電話相談	951	508	363	259	234	264
	養護	10	20	3	6	2	3
	保健	118	61	34	24	11	28
	心身障害	13	9	5	2	1	1
	非行	5	0	0	0	0	0
	育成	514	259	168	124	81	86
	一般 (大人)	264	15	141	94	103	70
	その他	27	145	12	9	36	76
面接相談	6	11	4	4	8	16	
専門 相談	医療相談 (小児科)	8					
	児童相談 (児童福祉司)						
計		965	519	367	263	242	280

※ 平成18年度から、相談時間を短縮。また、専門相談を廃止。

6 子ども手当

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを応援するという趣旨のもと、平成22年4月1日に「平成22年度の子ども手当の支給に関する法律」が施行され、平成22年4月分から、0歳から中学校修了前の子ども一人につき月額1万3千円の子ども手当が、子どもを養育する父母等に支給されることとなった。

子ども手当の支給に要する費用に対しては、児童手当制度における費用負担ルールが適用され、国、地方自治体、事業者が費用負担している。

また、「国民生活等の混乱を回避するための平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律」が平成23年4月1日より施行され、平成22年度と同様の子ども手当が平成23年9月分まで支給される。

第26表 子ども手当制度と児童手当制度の比較

	支給対象児童	手当月額	所得制限	費用負担
子ども手当	0歳から中学校修了前	1万3千円	なし	子ども手当の額のうち児童手当の額の分について児童手当が支給されたものとみなし、児童手当の費用負担ルールを適用 ○0歳から3歳未満 被用者:事業主7/13・国4/13・県1/13・市町村1/13 非被用者:国19/39・県10/39・市町村10/39 ○3歳以上小学校修了前 第1子・第2子:国29/39・県5/39・市町村5/39 第3子以降:国19/39・県10/39・市町村10/39 ○中学生:国10/10
児童手当 (小学校修了前特例給付)	0歳から小学校修了前	○0歳以上3歳未満 1万円 ○3歳以上小学校修了前 (小学校修了前特例給付) 第1子・第2子 5千円 第3子以降 1万円	あり	○0歳から3歳未満 被用者:事業主7/10・国1/10・県1/10・市町村1/10 非被用者:国1/3・県1/3・市町村1/3 ○児童手当特例給付:事業主10/10 ○3歳以上小学校修了前 被用者:国1/3・県1/3・市町村1/3 非被用者:国1/3・県1/3・市町村1/3

第27表 平成22年度子ども手当支給状況

区 分	受給者数(人)	児童数(人)	支給総額(千円)	備考
0歳から3歳未満 被用者	15,644	17,373	2,258,516	H22年4月分～ (22年度は10ヶ月 分支給)
非被用者	6,617	7,414	963,781	
3歳以上小学校修了前 被用者	46,223	63,822	8,296,873	
非被用者	21,532	29,930	3,890,926	
中 学 生	32,299	35,479	4,612,205	
計	122,315	154,018	20,022,301	

(参考)平成21年度児童手当・特例給付・小学校修了前特例給付支給状況

区 分	受給者数(人)	児童数(人)	支給総額(千円)	備考
被 用 者	15,050	16,361	2,008,210	児童手当はH22年 3月まで
非 被 用 者	6,742	7,355	911,230	
特 例 給 付	226	241	30,120	
被用者小学校修了前特例給付	43,063	62,563	4,126,955	
非被用者小学校修了前特例給付	22,308	32,293	2,158,025	
計	87,389	118,813	9,234,540	

7 その他の児童健全育成に係る取組

(1) あおもり子育て応援わくわく店事業

地域・社会全体で子育てを支え合う環境づくりの推進のため店舗等の協力を得て行う子育て世帯等に対する割引等の優待制度を平成19年度から実施しており、平成22年度末現在登録されている協賛店は1,287店舗となっている。

【あおもり子育て応援わくわく店の種類】

①にこにこ店：妊婦や18歳未満の子ども連れ家庭を対象に、割引や特典等のサービスを提供する店舗等

・平成22年度末登録店舗数 897店舗

②ほのぼの店：妊婦や子育て家庭がお出かけしやすい環境などに配慮したサービスを提供する店舗等

・平成22年度末登録店舗数 498店舗

※ にこにこ店、ほのぼの店のいずれにも登録している協賛店があるため、合計は一致していない。

(2) 青森子育て支援力レベルアップ事業（平成21年度～平成22年度）

地域社会全体で子育て家庭を支援するとともに、子育て中の家庭をあたたく見守り、時に励まし、時に悩みを共有してくれるなど「こころが通い合う日常」を実践することなどにより、本県の子育て支援力のレベルアップを図り、安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進した。

①ファミリー・サポート・センターの設置促進

ファミリー・サポート・センター事業の設置を促進するため、市町村担当職員研修等を実施した。

②子育て支援ネットワークづくりの支援

子育て支援事業に係る行政・民間協働のネットワークを構築し、子育て家庭に適切なサービスを提供するため、地域ネットワーク会議、地域交流会などを実施した。

- ・平成21年度実施地区 中南地区、西北地区、下北地区
- ・平成22年度実施地区 東青地区、三八地区、上北地区

(3) 青い森のほほえみプロデュース活動支援事業（平成22年度）

青い森のほほえみプロデュース事業及びほほえみプロデュース活用推進事業により養成した（コア）笑いプロデューサーの有志により設立された、「青い森のほほえみプロデュース推進協会」の活動が円滑に行われるよう、6回の活動支援アドバイザー（県職員）の派遣を行った。

平成22年度実績 ほほえみステップアップ研修会（平成22年11月13日）

平成22年度末ほほえみプロデューサー数 28,522人

(4) あおもり出会いサポート事業（平成23年度～）

家庭・地域・職域が果たしてきた縁結び機能の低下に対応し、本県の出生率の向上、若者の定住促進、農業・地場産業従事者の増加、観光・スポーツ振興などの地域活性化を図るため、あおもり出会いサポートセンターを設置し、結婚したい男女の出会いの場づくり支援、出会い等の世話役・相談役となるサポーターの育成、結婚に関する意識啓発等を行う。

(5) 親子に優しい街づくり推進事業

県内外の親子が、県内の子育て支援サービスやあおもり子育て応援わくわく店サービスを利用して、安心して子育てができるよう、親子に優しいマップを作成・提供するとともに、地域の子育て団体やボランティアを対象に親子に優しいサポーターズを養成する。また、あおもり子育て応援わくわく店など親子に優しいお店を集めて周知を図るためのフェアを開催する。

①親子に優しい街マップ作成事業

県内外の親子が楽しんで買い物や旅行ができ、地域の人々が安心して子育てできるよう、モバイル版マップ（携帯電話で検索・表示可能なマップ）によって子育て支援サービスの情報提供を行うとともに、ブログによる情報発信を行う。

②親子に優しいサポーターズ養成事業

地域の子育て支援団体やボランティア等（約260団体）を対象に、親子への対応について研修・情報提供（6圏域単位）を行う。

③親子に優しいお店フェア開催事業

地域のあおもり子育て応援わくわく店、子育て関連企業、団体等によるイベント・物販・展示を行う。

第4節 母子福祉対策

1 母子自立支援員

母子自立支援員は、各地域県民局地域健康福祉部福祉総室及び福祉こども総室に配置され、管内の母子家庭及び寡婦の実情を把握し、各種相談に応じ、その自立に必要な指導を行っている。

第28表 年度別相談指導状況

(単位：件)

相談内容		10年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
生活一般	住 宅	60	68	42	52	37	50
	医 療	168	210	77	138	93	119
	家 庭 紛 争	49	36	32	41	29	39
	就 職	142	521	639	683	974	856
	結 婚	18	5	11	11	1	1
	そ の 他	404	1,149	923	824	790	738
	計	841	1,989	1,724	1,749	1,924	1,803
児 童	養 育	92	87	70	130	98	123
	教 育	294	299	114	131	134	169
	非 行	4	4	3	5	0	3
	就 職	129	109	60	53	36	67
	そ の 他	95	58	14	40	22	27
	計	614	557	261	359	290	389
生活支援	母子寡婦福祉資金	4,972	7,311	3,613	3,503	5,073	5,529
	公 的 年 金	22	29	3	9	3	11
	児 童 扶 養 手 当	67	173	266	214	236	318
	生 活 保 護	62	103	36	46	59	59
	税	20	23	8	26	8	15
	そ の 他	58	358	44	223	250	295
	計	5,201	7,997	3,970	4,021	5,629	6,227
そ の 他	売 店 設 置	—	—	—	—	—	—
	た ば こ 販 売	1	—	—	—	1	—
	母子世帯向公営住宅（母子及び寡婦福祉法第27条）	—	11	3	4	1	7
	母子福祉施設の利用	9	18	1	—	2	2
	母子生活支援施設（児童福祉法第38条）	11	3	6	20	4	16
	計	21	32	10	24	8	25
合 計	6,677	10,575	5,965	6,153	7,851	8,444	

※平成22年度からは従来の母子家庭・寡婦に加え、父子家庭も対象となっている。

2 母子福祉資金の貸付

母子家庭に対する福祉対策は、母子及び寡婦福祉法を中心として行われており、配偶者のない女子等で現に児童を扶養しているものに対して、同法によりその経済的自立の助成と生活意欲の助長に必要な資金の貸付を行っている。

第29表 母子福祉資金貸付状況

(単位：千円)

年 度	10年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	件	件	件	件	件	件
貸付件数	1,287	985	758	786	820	828
貸付金額	376,652	383,946	338,885	341,977	354,161	356,456

第30表 母子福祉資金種類別貸付状況

(単位：千円)

年 度	10年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
事 業 開 始	—	—	2,560	—	—	—
事 業 継 続	1,410	—	—	—	—	—
修 学	297,828	320,036	290,680	279,952	292,144	285,768
技 能 習 得	773	1,280	2,150	3,230	4,098	4,506
修 業	6,506	11,699	4,572	6,534	9,091	7,925
就 職 支 度	130	—	183	100	—	370
医 療 介 護	213	—	—	—	—	—
生 活	3,757	1,269	2,112	4,290	6,680	10,485
住 宅	—	—	—	—	209	—
転 宅	—	—	—	—	150	549
就 学 支 度	65,359	49,662	36,628	47,871	41,789	46,853
結 婚	—	—	—	—	—	—
児 童 扶 養	—	—	—	—	—	—
特 例 児 童 扶 養	—	—	—	—	—	—

3 寡婦福祉資金の貸付

配偶者のない女子等が扶養している児童が20歳以上になることにより、母子福祉資金の貸付対象外となるので、母子及び寡婦福祉法により、寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長に必要な資金の貸付を行っている。

第31表 寡婦福祉資金貸付状況

(単位：千円)

年 度	10年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
貸付件数	件 25	件 18	件 18	件 15	件 12	件 13
貸付金額	11,648	10,146	11,122	9,763	7,643	7,600

第32表 寡婦福祉資金種別貸付状況

(単位：千円)

年 度	10年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
事 業 開 始	—	—	—	—	—	—
事 業 継 続	—	—	—	—	—	—
修 学	9,828	7,620	7,296	8,473	6,528	5,640
技 能 習 得	—	—	—	—	—	—
修 業	—	2,396	3,106	910	305	1,270
就 職 支 度	—	—	—	—	220	—
療 養	—	—	—	—	—	—
生 活	—	—	—	—	—	—
住 宅	—	—	—	—	—	—
転 宅	—	—	—	—	—	—
就 学 支 度	1,520	130	720	380	590	690
結 婚	300	—	—	—	—	—

4 児童扶養手当制度

母子家庭等の生活の安定と自立の促進のため、昭和37年に児童扶養手当法が施行され、当該児童について手当を支給することにより児童の福祉の増進を図っている。

平成22年8月1日からは父子家庭の父にも児童扶養手当が支給されることになった。

なお、平成14年8月から市部の支給事務を各市に委譲している。

第33表 児童扶養手当支給月額

(平成23年4月以降)

手当支給月額	
全部支給	子 1人 41,550円
	2人 46,550円
	3人以降 3,000円 ずつ加算
一部支給 停止	子 1人 41,540円 ~9,810円 (所得額に応じて10円刻み)
	2人 46,540円 ~14,810円 (所得額に応じて10円刻み)
	3人以降 3,000円 ずつ加算

第34表 児童扶養手当の受給状況

年 度		10年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
認定請求書受付	受 付 件 数	1,725	434	398	382	395	958	
	認 定 件 数	1,690	437	388	379	386	936	
	未 処 理 件 数	73	3	10	1	9	8	
	却 下 件 数	23	3	3	2	0	14	
総 支 給 額		5,435,935,626円	1,460,816,980円	1,466,023,420円	1,486,233,540円	1,503,061,410円	1,594,717,540円	
受給世帯該当事由	受給者総数	10,401人	3,110人	3,179人	3,133人	3,115人	3,620人	
	母 子 世 帯	生別母子世帯	9,136	2,727	2,774	2,727	2,709	2,707
		死別母子世帯	182	40	41	38	39	41
		遺棄世帯	114	8	9	8	10	9
		未婚の母子世帯	901	231	249	257	254	281
		障害者世帯	66	18	19	15	13	13
		その他の世帯	2	86	87	88	90	91
	父 子 世 帯	生別父子世帯	0	0	0	0	0	426
		死別父子世帯	0	0	0	0	0	43
		遺棄世帯	0	0	0	0	0	2
		未婚の父子世帯	0	0	0	0	0	4
		障害者世帯	0	0	0	0	0	3
その他の世帯		2	86	87	88	90	91	
受給対象児童数		15,704	4,649	4,755	4,647	4,586	5,367	

5 特別児童扶養手当制度

精神又は身体に障害を有している20歳未満の児童を抱えている父母の精神的・経済的な負担を軽減するために、昭和39年に重度精神薄弱児扶養手当法、その後昭和41年に身体に重度の障害を有する児童を対象に含めた特別児童扶養手当等の支給に関する法律が施行され、これらの家庭に手当を支給することにより児童の福祉の増進を図っている。

第35表 特別児童扶養手当支給月額

(平成23年4月以降)

等級	区分	1人につき	
	1	級	月
2	級	月	33,670円

第36表 特別児童扶養手当の受給状況

年 度		10年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
認定請求書受付状況	受 付 件 数	278	306	344	354	318	420	
	認 定 件 数	273	297	346	343	294	394	
	未 処 理 件 数	21	8	2	2	15	24	
	却 下 件 数	14	6	4	9	9	2	
総 支 給 額		996,938,060円	1,154,049,650円	1,193,126,600円	1,219,341,350円	1,240,928,850円	1,262,050,700円	
手当支給状況	受給者総数	1,880人	2,228人	2,313人	2,399人	2,440人	2,562人	
	対象児童数	1,905人	2,292人	2,381人	2,459人	2,513人	2,645人	
	内 訳	外 部 障 害	524	572	556	545	533	533
		知 的 障 害	1,080	1,348	1,362	1,404	1,452	1,485
		その他の精神障害	27	78	135	166	194	273
		内 部 障 害	257	280	304	316	304	323
合 併 障 害		17	14	24	28	30	31	

6 青森県母子家庭等就業・自立支援センター事業

母子家庭等を対象に、一般・就労・法律相談、就業支援講習会、就業支援バンクなどを行い、母子家庭等の自立を支援をする事業であり、平成16年度からは財団法人青森県母子寡婦福祉連合会に委託して実施している。

第37表 就業支援講習会受講状況（実人員）

区分 \ 年度	10年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
実人員	136人	172人	124人	122人	140人	70人

7 遺児等援護対策事業

交通及び海難事故、労働災害など各種の災害あるいは遺棄、生死不明などによって両親又はそのいずれかを失った遺児家庭等に対し、これらの児童の健全な育成を願うため、昭和48年度から入学祝金や卒業祝金を支給している。

第38表 遺児等援護対策事業補助金額（単位：千円）

年 度		10年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
入学祝金	小学校	2,930	336	245	266	304	259
	中学校	4,735	592	697	864	736	697
卒業祝金(中学校)		8,675	1,380	1,735	1,502	1,575	1,515
激 励 金 品		7,082	—	—	—	—	—
計		23,422	2,308	2,677	2,632	2,615	2,471

8 母子家庭・寡婦及び父子家庭介護人派遣事業

昭和52年6月から、母子家庭の母が一時的な疾病のため、日常生活を営む上で支障があるとき、無料で介護人を派遣して介護及び乳幼児の保育等を行っており、昭和57年10月からは父子家庭も派遣対象としてきた。

また、昭和61年からは当該家族の義務教育修了前の児童の一時的疾病、昭和61年からは一人暮らしの寡婦、更に平成元年11月からは同居している祖父母についても派遣対象にするなど制度の拡充を図ってきた。

なお、この事業は、財団法人青森県母子寡婦福祉連合会に委託して実施している。

第39表 母子家庭等介護人派遣日数状況

(単位：日)

(単位：日)

年 度		10年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
派遣延日数	母子家庭	20	60	86	45	50	60
	父子家庭	0	0	3	0	0	0
	寡 婦	191	0	0	0	0	0
	計	211	60	89	45	50	60

9 ひとり親家庭等医療費助成事業

母子家庭等の児童の健康保持と福祉の増進を図るため、昭和56年度から母子家庭等の義務教育修了前の児童を対象に医療費の助成を行ってきた。平成3年10月からはその対象範囲を満18歳に到達した年度末までの児童とその児童を監護する母親まで拡大し、さらに、平成8年10月から父子家庭の父とその父が監護する満18歳に到達した年度末までの児童にも助成を行っている。

第40表 ひとり親家庭等医療費助成事業状況

年 度	対 象 者 数			支給件数合計	支 給 額	補助金額
	母	父	児 童			
	人	人	人	件	千円	千円
平成10年度	11,128	844	17,190	134,814	427,425	212,979
平成18年度	17,270	1,516	28,067	312,267	774,225	383,566
平成19年度	17,472	1,532	28,302	347,321	827,037	408,681
平成20年度	17,843	1,594	28,328	319,044	755,740	375,750
平成21年度	18,107	1,649	28,461	357,948	837,052	416,158
平成22年度	18,326	1,880	29,093	354,457	823,725	410,750

第5節 女性保護

1 青森県女性相談所

(1) 相談

女性相談所は、婦人保護事業の中核機関として要保護女子、配偶者からの暴力被害女性及び日常生活を営む上でなんらかの問題を有する女性について広く相談に応じ、必要な保護、指導等を行うとともに婦人保護事業の啓発活動を行っている。

① 相談

来所相談、電話相談及び巡回相談を実施し、指導、助言を行っている。

② 調査及び判定

本人及びその家庭環境について、その実情を把握するため、本人の了解を得て調査を行うとともに、必要に応じて医学的、心理学的、職能的判定を行っている。

③ 指導・援助

相談、調査及び判定の結果に基づき、各種制度の活用等の指導・援助を行っている。

第41表 経路別相談受付状況

(単位：件)

区分	年度	経路 総数	本人 自身	警察 関係	法務 関係	他の 婦人 相談 所	福祉 事務 所	その 他	福祉 相談 機 関	縁 故 者 ・ 知 人 等	その 他	(医療・ 教育機 関含)
総 数	10年度	1,298 100%	899 69.3%	6 0.5%	8 0.6%	12 0.9%	158 12.2%	160 12.3%	54 4.2%	1 0.0%		
	18年度	3,924 100%	3,353 85.4%	92 2.3%	18 0.5%	20 0.5%	140 3.6%	59 1.5%	187 4.8%	55 1.4%	0.0%	
	19年度	3,739 100%	3,255 87.1%	63 1.7%	14 0.4%	3 0.1%	93 2.5%	85 2.3%	176 4.7%	50 1.3%		
	20年度	3,472 100%	3,058 88.1%	40 1.2%	8 0.2%	16 0.5%	121 3.5%	67 1.9%	132 3.8%	30 0.0%		
	21年度	3,040 100%	2,633 86.6%	34 1.1%	13 0.4%	29 1.0%	76 2.5%	57 1.9%	153 5.0%	45 1.5%		
	22年度	2,191 100%	1,828 83.4%	37 1.7%	2 0.1%	6 0.3%	95 4.3%	52 2.4%	126 5.8%	45 2.1%		
相 談 所	10年度	67 11.5%	36	4	2	0	18	4	3	0		
	18年度	1,392 35.5%	1,236	26	1	1	19	16	79	14		
	19年度	1,274 34.1%	1,131	28	0	0	15	9	85	6		
	20年度	1,274 34.1%	1,147	11	1	1	4	8	72	7		
	21年度	1,098 36.1%	978	13	0	0	10	8	76	13		
	22年度	1,089 49.7%	932	24	0	0	31	5	83	14		
相 談 員	10年度	1,231 88.5%	863	2	6	12	140	156	51	1		
	18年度	2,532 64.5%	2,117	66	17	19	121	43	108	41		
	19年度	2,465 65.9%	2,124	35	14	3	78	76	91	44		
	20年度	2,221 64.0%	1,911	29	7	15	117	59	60	23		
	21年度	1,942 63.9%	1,655	21	13	29	66	49	77	32		
	22年度	1,102 50.3%	896	13	2	6	64	47	43	31		

第42表 形態別受付状況

(単位：件)

区分 年度	総 数			相 談 所			相 談 員		
	総 計	面 接 相 談	電 話 相 談	計	面 接 相 談	電 話 相 談	計	面 接 相 談	電 話 相 談
10年度	2,867 100%	659 23.0%	2,208 77.0%	1,187 41.4%	76 2.7%	1,111 38.8%	1,680 58.6%	583 20.3%	1,097 38.3%
18年度	3,924 100%	1,218 31.0%	2,706 69.0%	1,609 41.0%	175 4.5%	1,434 36.5%	2,315 59.0%	1,043 26.6%	1,272 32.4%
19年度	3,739 100%	951 25.4%	2,788 74.6%	1,274 34.1%	54 1.4%	1,220 32.6%	2,465 65.9%	897 24.0%	1,568 41.9%
20年度	3,472 100%	943 27.2%	2,529 72.8%	1,251 36.0%	46 1.3%	1,205 34.7%	2,211 63.7%	897 25.8%	1,324 38.1%
21年度	3,040 100%	863 28.4%	2,177 71.6%	1,098 36.1%	52 1.7%	1,046 34.4%	1,942 63.9%	811 26.7%	1,131 37.2%
22年度	2,191 100%	686 31.3%	1,505 68.7%	1,089 49.7%	38 1.7%	1,051 48.0%	1,102 50.3%	648 29.6%	454 20.7%

第43表 相談処理状況

(単位：件)

区分 年度	事項別	就 職 自 営	結 婚	帰 宅	福 祉 事 務 所 等 へ 移 送	婦 人 相 談 員 へ 移 送 ・ 婦 人 相 談 所	婦 人 相 談 員 へ 移 送 ・ 他 県 相 談 所	そ の 他 の 機 関 へ 移 送	助 言 指 導	そ の 他	計
	相談所	10年度	2		8	4			5	38	12
18年度		3		18				3	1,333	36	1,393
19年度		4		4				3	1,243	19	1,273
20年度		1		10				4	1,218	15	1,248
21年度				8				2	1,071	21	1,102
22年度		1		5					1,065	18	1,089
相談員	10年度	11	3	4	29		1	17	1,151	19	1,235
	18年度	8		13		16	2	9	2,421	66	2,535
	19年度	9		5		22		4	2,408	15	2,463
	20年度	5				9		6	2,192	11	2,223
	21年度	5		5		16		1	1,879	35	1,941
	22年度			2		5		3	1,075	18	1,103

※相談処理件数には、前年度からの継続相談分を含むため、受付件数とは一致しない。

(2) 一時保護

緊急に保護する必要のある人、入所を希望する人等を一時保護し、日常生活上の援助等を行うとともに問題の解決が図られるよう指導、援助している。

第44表 入所の理由状況

(単位：件)

年度	区分 総数	本人の問題							家族の問題						その他			
		生活困窮	借入金・未金の母	交不純異遊性	男女問題	な住の	婦住先	そ	計	・夫の酒暴乱力	のその問他の題夫	離婚問題	問子ども題の	家庭不和	問親・親族の題の	計	住居問題	計
18年度	56						9	1	10	39	1	1	4		1	46		
19年度	42						7		7	33			1		1	35		
20年度	36						6		6	27			3			30		
21年度	42					1	4		5	29			4		4	37		
22年度	25						5	1	6	17			2			19		

第45表 退所状況

(単位：件)

年度	就自営又職は	帰宅	帰郷	所福へ社移事送務	へ人他移相談の送所婦	へ関他の係の移機福送関社	移病院送へ	そ	の	他	合	計
18年度	5	15	16			5	1	14			56	
19年度	5	11	12			4		7			39	
20年度	2	10	7			3		10			32	
21年度	1	13	9	3				16			42	
22年度	1	7	7			2		8			25	

(3) 婦人相談員

婦人相談員は、女性相談所と県の6福祉事務所及び6市の福祉事務所に配置され、それぞれ職員と連携を取りながら、要保護女子及び一般女子からの日常の悩みごとや生活上の相談にも応じ、相談者が安定した生活を営めるよう援助している。

2 配偶者暴力相談支援センター

配偶者暴力相談支援センターは、平成14年4月から県内8か所（女性相談所、男女共同参画センター及び県の6地方福祉事務所）の機関で業務を開始している。

第46表 相談状況

(単位：件)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
女 性	1,193	1,087	1,090	1,190	684
男 性	1	1	0	4	5
総 件 数	1,194	1,088	1,090	1,194	689

3 ハートフルコミュニケーション事業

DVの発生と深刻化を防止し、DVのない社会づくりを促進することを目的として中学生へのDV予防啓発ハートフルセミナーの開催と教育現場で活用できるDV予防啓発取組ガイドブックの印刷、配布を行う。

第47表 DV予防啓発ハートフルセミナー実施状況

区 分	実施回数	受講者数
平成20年度	7校7回	422人
平成21年度	6校6回	348人
平成22年度	6校6回	311人

第6節 母子保健対策

母子保健対策は、昭和40年の母子保健法制定以来、逐年、整備充実が図られ、医学のめざましい進歩とともに母子保健の水準は著しく向上した。しかしながら、近年、母性及び乳幼児をとりまく社会環境は出生率の低下、人口の高齢化、核家族化の進行など大きく変化してきており、母子保健に求められる役割も多様化している。このような状況において、安全な妊娠・出産と健康な子の出生及び児童の健康な育成を図るため、市町村や医療機関等との密接な連携の下、各種の母子保健対策を実施している。

(1) 乳児死亡

本県における乳児死亡は、昭和43年当時、出生1,000人に対して23.3人であったことから、以後「健康な子を生む運動」を展開した結果、昭和53年には半減したものの、平成11年以降再び全国を上回っていた。平成16年10月に「総合周産期母子医療センター」を整備する等、周産期医療体制の強化により、平成16年以降、改善傾向にある。

第48表 乳児死亡数及び死亡率

区 分	死亡率（出生千対）											
	青 森 県						全 国					
	乳 児		新 生 児		周 産 期		乳 児		新 生 児		周 産 期	
死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	
平 成 10 年	49	3.6	28	2.1	84	6.1	4,380	3.6	2,353	2.0	7,447	6.2
平 成 18 年	32	3.0	22	2.1	68	6.4	2,864	2.6	1,444	1.3	5,100	4.7
平 成 19 年	26	2.6	17	1.7	55	5.4	2,828	2.6	1,434	1.3	4,906	4.5
平 成 20 年	21	2.1	11	1.1	45	4.4	2,798	2.6	1,331	1.2	4,720	4.3
平 成 21 年	33	3.5	17	1.8	46	4.8	2,556	2.4	1,254	1.2	4,519	4.2
平 成 22 年	21	2.2	12	1.2	38	3.9	2,450	2.3	1,167	1.1	4,518	4.2

※ 周産期死亡とは、妊娠満22週以後の死産と生後1週未満の早期新生児死亡を合わせたものをいう。

※ 人口動態統計による。（平成22年は概数）

(2) 妊産婦死亡

妊娠、分娩等に伴う妊産婦死亡率は、妊婦のおかれている保健水準をあらわす指標でもある。妊産婦の死亡を減少させるため、更に妊産婦の健康管理を適切に行う必要がある。

第49表 妊産婦死亡

区 分	青 森 県				全 国			
	出 産 数		死 亡 数	死 亡 率 (出産10万対)	出 産 数		死 亡 数	死 亡 率 (出産10万対)
	出 生 数	死 産 数			出 生 数	死 産 数		
平成10年	13,595	498	0	0.0	1,203,149	38,988	89	7.2
平成18年	10,556	382	0	0.0	1,092,674	30,911	63	5.6
平成19年	10,162	311	0	0.0	1,089,818	29,313	39	3.5
平成20年	10,187	290	0	0.0	1,091,156	28,177	41	3.7
平成21年	9,523	290	1	10.2	1,070,035	27,005	61	5.6
平成22年	9,711	283	2	20.0	1,071,306	26,571	48	4.4

※ 人口動態統計による。(平成22年は概数)

(3) 妊産婦、乳幼児の健康診査

妊娠中に定期的な健康診断を受診することは、安全な分娩と健康な子の出生の基礎的条件であり、また、乳幼児については、異常を早期に発見し早期に適切な措置を講ずることが児童の健康な成長にとって重要であることから、妊産婦及び乳幼児に対し健康診査を実施している。平成9年度から市町村が実施主体となり実施してきた。

また、国の平成20年度第2次補正予算により、市町村が実施する妊婦健康診査の公費負担回数を14回に拡充することとし、平成21年4月1日からは、全市町村で14回の公費負担を実施している。

ア. 医療機関委託

第50表 妊婦健康診査委託

区 分	妊娠届出数	委託診査延件数
平成10年度	13,449	26,315
平成18年度	10,336	21,017
平成19年度	10,333	24,940
平成20年度	9,720	59,138
平成21年度	10,100	116,544
平成22年度	9,615	118,314

第51表 乳児健康診査委託

区 分	出 生 数	委託診査延件数	精密健康診査数実人員
平成 10 年 度	13, 595	17, 802	436
平成 18 年 度	10, 556	16, 406	439
平成 19 年 度	10, 162	17, 065	443
平成 20 年 度	10, 187	16, 344	568
平成 21 年 度	9, 523	15, 732	449
平成 22 年 度	9, 711	16, 189	462

※ 出生数は暦年、平成22年は概数

イ. 市町村実施

第52表 乳幼児集団健康診査

区 分	受診延人数
平成 10 年 度	15, 383
平成 18 年 度	10, 511
平成 19 年 度	9, 817
平成 20 年 度	10, 854
平成 21 年 度	8, 924
平成 22 年 度	8, 738

第53表 1歳6か月児健康診査

区 分	対 象 者 数 (A)	受 診 者 数 (B)	受診率(B)／(A) (%)	精密検診受診者数
平成 18 年 度	10, 609	10, 027	94. 5	120
平成 19 年 度	10, 544	10, 063	95. 4	156
平成 20 年 度	10, 323	9, 917	96. 1	170
平成 21 年 度	10, 295	9, 871	95. 9	161
平成 22 年 度	9, 653	9, 204	95. 3	186

第54表 3歳児健康診査

区 分	対 象 者 数 (A)	受 診 者 数 (B)	受診率(B)／(A) (%)	精密検診受診者数
平成 18 年 度	11, 833	11, 142	94. 2	3, 592
平成 19 年 度	11, 400	10, 651	93. 4	3, 101
平成 20 年 度	10, 655	10, 091	94. 7	3, 111
平成 21 年 度	10, 543	9, 953	94. 4	2, 783
平成 22 年 度	10, 248	9, 779	95. 4	2, 741

(4) 訪問指導

妊産婦及び新生児・未熟児の保健指導の徹底を図るため、助産師及び保健師による訪問指導を実施している。なお、新生児及び妊産婦に対する訪問指導は、平成9年度から市町村が実施主体となっている。

第55表 妊産婦・新生児訪問指導

区 分	新 生 児		妊 産 婦	
	訪 問 件 数		訪 問 件 数	
	実 人 員	延 人 員	実 人 員	延 人 員
平 成 10 年 度	5,127	5,313	9,885	10,440
平 成 18 年 度	3,271	3,535	8,354	9,317
平 成 19 年 度	3,299	3,569	8,152	8,966
平 成 20 年 度	3,874	4,158	9,066	10,043
平 成 21 年 度	3,390	3,726	8,442	9,505
平 成 22 年 度	3,374	3,612	8,583	9,475

第56表 低出生体重児訪問指導

区 分	低体重児出生数 (A)	訪 問 件 数		訪 問 指 導 率 (B) / (A) (%)
		実 人 員 (B)	延 件 数	
平 成 18 年 度	948	927	1,177	97.8
平 成 19 年 度	976	849	1,007	86.9
平 成 20 年 度	963	795	969	82.6
平 成 21 年 度	879	748	902	85.1
平 成 22 年 度	922	687	786	74.5

※ 出生数は暦年

(5) 未熟児養育医療

未熟児は正常な新生児にくらべ生理的に種々の欠陥があり、疾病にもかかりやすく、その死亡率もきわめて高い。また、心身障害への移行も多く、生後速やかに適切な処置が必要とされることから、指定医療機関に入院し、医療を受けることを必要とする未熟児に対して医療の給付を行っている。

第57表 未熟児養育医療費

区 分	実 人 員	公費負担額
	人	円
平成10年度	295	53,802,165
平成18年度	333	63,941,954
平成19年度	248	60,471,203
平成20年度	234	43,714,617
平成21年度	230	42,393,883
平成22年度	238	44,434,097

(6) 先天性代謝異常等検査

先天性代謝異常については、新生児の体内で先天的な酵素障害等により特定の酵素の代謝が正常に行われず、知的障害等の症状をきたすことから、早期発見、治療が必要である。

このため、昭和53年7月から先天性代謝異常検査を実施している。また、昭和55年度から先天性甲状腺機能低下症（クレチン症）検査、平成元年度から先天性副腎過形成症検査を新生児期にそれぞれ実施している。

第58表 先天性代謝異常検査状況

区 分	検体受理 件 数	検査実施 実 人員 数	再 検 査 実 施 員 数	疾 患 別 陽 性 判 定 数						計
				フェニール ルケトン 尿	楓糖尿症	ヒスチン 血症	ホモチン 尿	モシチ 症	ガラクト ース 症	
平成10年度	15,217	15,106	111	0	0	0	0	0	0	0
平成18年度	11,737	11,737	20	2	0	0	0	0	0	2
平成19年度	11,492	11,492	33	0	0	0	0	0	0	0
平成20年度	11,514	11,506	8	0	0	0	0	0	0	0
平成21年度	10,832	10,829	3	0	0	0	0	0	0	0
平成22年度	11,038	11,029	9	0	0	0	0	0	0	0

第59表 先天性甲状腺機能低下症（クレチン症）検査状況

区 分	検査委託件数	検 査 結 果	
		正 常	擬 陽 性
平成10年度	15,328	15,090	234
平成18年度	11,898	11,715	173
平成19年度	11,627	11,470	149
平成20年度	11,656	11,490	151
平成21年度	10,998	10,813	179
平成22年度	11,218	11,027	187

第60表 先天性副腎過形成症検査状況

区 分	検査委託件数	検 査 結 果			
		正 常	擬 陽 性	要 精 検	再チェック (再提出)
平成 10 年 度	15,128 件	15,101 件	21 件	6 件	— 件
平成 18 年 度	11,756	11,713	30	12	—
平成 19 年 度	11,510	11,429	55	26	—
平成 20 年 度	11,537	11,470	30	37	—
平成 21 年 度	10,863	10,793	36	34	—
平成 22 年 度	11,073	11,007	43	23	—

(7) 小児慢性特定疾患治療研究事業

悪性新生物等小児の慢性特定疾患の治療はきわめて困難、かつ長期にわたることから、児童の健全な育成に支障をきたすことになる。このため、これらの疾病に関する治療研究を推進し、併せて患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、小児慢性特定疾患治療研究事業を実施している。

第61表 小児慢性特定疾患治療研究事業給付状況

区 分	平成 10 年 度	平成 18 年 度	平成 19 年 度	平成 20 年 度	平成 21 年 度	平成 22 年 度
悪 性 新 生 物	364 人	259 人	210 人	210 人	157 人	171 人
慢 性 腎 疾 患	134	89	80	90	69	74
慢 性 呼 吸 器 疾 患	35	37	23	22	21	31
慢 性 心 疾 患	193	204	201	196	161	190
内 分 泌 疾 患	350	372	314	248	254	245
膠 原 病	66	180	88	114	84	100
糖 尿 病	101	123	88	112	81	74
先 天 性 代 謝 異 常	94	59	36	43	37	38
血 友 病 等 血 液 ・ 免 疫 疾 患	202	78	67	49	47	42
神 経 ・ 筋 疾 患	30	34	39	43	31	37
慢 性 消 化 器 疾 患	—	46	37	47	34	31
計	1,569	1,481	1,183	1,174	976	1,033

(8) 身体障害児の療育相談と医療給付

各地域県民局地域健康福祉部保健総室において整形外科等の専門医による定期的な療育相談と巡回相談を行い、慢性疾患や身体障害等、長期に療養を要する児童に対して適切な指導を行っている。また、身体障害児で比較的短期間の治療により、その機

能の回復が期待できるものについては、自立支援医療（育成医療）の支給を行い、早期治療によって障害の除去及び軽減に努めている。

第62表 療育相談実施状況・医療相談（被指導延人員）

区 分	総 数	要 治 療			治 療 不 能	治 療 不 要
		肢 体 不 自 由 児 施 設 入 所	育 成 医 療	そ の 他		
平 成 10 年 度	813	4	2	88	0	709
平 成 18 年 度	446	0	0	44	0	402
平 成 19 年 度	374	0	0	45	0	329
平 成 20 年 度	350	0	0	41	2	307
平 成 21 年 度	270	0	0	36	0	234
平 成 22 年 度	236	0	0	31	2	203

第63表 育成医療給付状況（給付人員）

区分	肢 体 不 自 由		視 覚 障 害		聴 覚 平 衡 機 能 障 害		音 声 言 語 機 能 障 害		心 臓 障 害		腎 臓 障 害		そ の 他 内 臓 障 害		計		
	入 院	通 院	入 院	通 院	入 院	通 院	入 院	通 院	入 院	通 院	入 院	通 院	入 院	通 院	入 院	通 院	合 計
平 成 10 年 度	63	54	36	1	15	0	61	61	115	0	21	6	39	3	350	125	475
平 成 18 年 度	84	67	53	5	36	2	47	93	59	0	2	3	90	19	371	189	560
平 成 19 年 度	43	100	40	7	41	8	25	81	54	0	2	0	47	32	252	228	480
平 成 20 年 度	87	147	33	3	43	3	44	99	52	2	1	0	38	29	298	283	581
平 成 21 年 度	63	209	26	2	23	4	45	115	59	0	0	0	54	33	270	363	633
平 成 22 年 度	68	144	29	11	53	31	65	98	66	0	2	1	42	29	325	314	639

（平成18年4月から自立支援医療（育成医療）に移行）

(9) 乳幼児はつらつ育成事業

乳幼児に対し、速やかな診察、治療の機会を与えること等を目的に、市町村が実施する乳幼児医療費給付事業に対し、補助を行っている。

- ・ 対 象 年 齢 0歳児～小学校未就学児童
- ・ 所 得 制 限 定額（平成10年7月時点における児童扶養手当の支給に係る所得制限（一部支給）に準拠）
- ・ 一 部 負 担 入院一日当たり500円（4歳～小学校未就学児童）
通院一月当たり1,500円（同上）
- ・ 補 助 対 象 経 費 平成21年12月1日から平成22年11月30日までの診療医療費
- ・ 補 助 率 2分の1

※平成20年10月診療分から通院の対象年齢を3歳までから小学校未就学までに

拡充した。

第64表 乳幼児はつらつ育成事業費補助実施状況

	給付件数	補助金額
平成17年度	581,248件	660,966千円
平成18年度	568,877件	609,141千円
平成19年度	553,438件	581,943千円
平成20年度	544,860件	569,269千円
平成21年度	680,768件	585,957千円
平成22年度	672,585件	605,594千円

※ 県内全市町村で実施

(10) 女性健康支援事業

女性は、妊娠、出産等固有の機能を有するだけでなく、女性特有の身体的特徴を有することにより、さまざまな支障や心身にわたる悩みを抱えていることから、思春期から更年期に至る女性を対象として、各地域県民局地域健康福祉部保健総室で女性健康相談を月1回実施している。

平成17年度から特定不妊治療費助成事業が開始されたことに伴い、不妊に関する相談件数が増加している。

第65表 女性健康支援事業実績

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
実人員	人 214	人 287	人 254	人 259	人 183	
延人員	241	289	305	267	248	
相談内容	思春期女子の健康相談	2	7	4	2	1
	妊娠・避妊に関する相談	12	57	12	6	3
	不妊に関する相談	194	209	266	237	223
	メンタルケア	6	6	2	1	1
	婦人科疾患、更年期障害に関する相談	5	4	8	3	15
	その他	22	6	13	18	5
	計	241	289	305	267	248

(11) 不妊専門相談センター事業

不妊に悩む男女に不妊治療等の正しい情報や最新の治療方法を紹介し、安全な妊娠、出産を支援するため、専門機関による不妊治療等の相談窓口を平成14年6月に開設した。

- ・対象者 不妊に悩む夫婦等
- ・開設場所 弘前大学医学部附属病院
- ・開設回数 年40日
- ・相談件数 28件（平成22年度）（面接相談 13件 メール15件）

なお、平成21年4月からは、従来の面接相談に加え、メール相談を実施している。

表66表 不妊専門相談センター事業実績

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
延相談件数	22件	8件	8件	18件	(17) 37件	(15) 28件	
他院への紹介件数	3	5	0	6	(3) 8	(0) 3	
相談内容 (延件数)	不妊治療を受けるか否かに関する相談	4	0	5	0	(0) 0	(0) 3
	不妊診断・治療方法	18	7	2	18	(12) 30	(12) 21
	不妊治療による副作用	0	0	0	0	(0) 0	(0) 1
	不妊治療に要する費用	0	0	0	0	(0) 0	(0) 0
	その他	0	1	1	0	(5) 7	(3) 3
計	22	8	8	18	(17) 37	(15) 28	

() 内はメール相談の再掲

(12) 特定不妊治療費助成事業

特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、平成17年度から治療費の一部を助成する青森県特定不妊治療費助成事業を実施している。

- ・助成額及び回数 1回の治療につき15万円まで、1年度当たり2回まで
- ・助成期間 通算5年

第67表 特定不妊治療費助成事業実施状況

	助成件数	体外受精	顕微授精	凍結胚移植	助成額
平成18年度	201件	136件	65件	—	19,690千円
平成19年度	326件	154件	94件	37件	31,070千円
平成20年度	370件	135件	106件	81件	33,693千円
平成21年度	432件	153件	116件	108件	56,199千円
平成22年度	464件	166件	125件	90件	63,162千円

(13) 母子保健地域力向上支援事業

望まない妊娠対策、高リスク妊産婦対策として、保健・医療の情報共有の充実を念頭においた妊産婦情報共有システムの再構築を図る。

また、市町村の母子保健担当者が困難事例に対応できるスキルを習得する研修会により妊婦が安全に妊娠出産できる環境をつくる。

(14) 思春期情報発信センター

平成20年度に「あおもり思春期研究会」に対して思春期相談センター・思春期情報発信センター事業の開設補助をし、思春期における性感染症予防、望まない妊娠を防ぐための相談等、思春期のからだところの問題に対する相談体制の強化と情報発信を行っている。

思春期相談センター・思春期情報発信センター <http://www.aomori-sisyunki.jp/>